

運転開始から40年を超えた東海第二発電所の運転期間延長を行わないことを求める意見書

福島第一原発事故から6年が経過しましたが、いまだ収束のめども廃炉の見通しも立っていません。今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされており、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることを願うばかりです。この、福島第一原発事故を教訓に原子炉等規制法が改正され、原則40年で廃炉にすると規定されましたが、原子力規制委員会が認めれば、最長20年延長できる例外規定があり、その審査に関しても専門家等から安全性に疑義が出されている状況です。

私たちが暮らす茨城県には、運転開始からまもなく40年になる東海第二発電所があり、東日本大震災により破損し停止していますが、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）は、2014年5月、再稼働に向けて原子力規制委員会に適合性審査の申請を提出し、現在審査中です。そのような中、日本原電には運転期間延長認可制度への申請の動きもあります。東海第二発電所から30km圏内に生活する約100万人の現実的避難計画の策定が困難を極めている中、運転期間20年延長の動きに、市民は不安を募らせています。

鹿嶋市議会は、平成24年第2回定例議会で「東海第二原子力発電所の再稼働の中止と廃炉を求める意見書」を、賛成多数で可決しています。

運転開始から40年を経た原子力発電所の運転期間の延長は行わず、速やかに廃止することを求めます。また、国策として進めてきた原発政策、原子力発電所の廃止後は、国が責任を持って原発に代わる地域経済振興支援を行なうことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成29年3月22日

茨城県鹿嶋市議会

「意見書の提出先」

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣官房長官、茨城県知事